

保育園に置いて特に予防すべき感染症・伝染病登園停止期間

○登園停止が必要な伝染病(A)

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺炎腫脹後4日後まで	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が出現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹出現の7日前から後7日間くらいまで	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	発疹出現後1～2日前から痂皮形成まで	全ての発疹が痂皮化(かさぶた)してから
咽頭結膜炎(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
結核		医師により感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症(O157・O26・O111)		症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されるまで
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜炎	ウイルスは呼吸器から1～2週間、便から数週間～数か月間排出される	医師により感染の恐れがないと認められるまで

※RSウイルス・・・0～2歳児が罹患した場合は、重症化しやすいため医師の意見書の提出が必要です

○条件によって登園停止の処置が必要と考えられる伝染病(B)

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から発症後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症2日前～発症後7～10日間 (発症から5日間は感染のリスクが高い)	発症後5日を経過し症状軽快後1日を経過するまで
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること又は、手足の水疱が痂皮化(かさぶた)されていること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便中に1か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療開始前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノ等)	症状のある間と症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているため注意が必要)	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること

○登園停止の措置は必要ないと考えられる伝染病(C)

感染症名	留意事項
アタマジラミ	しらみの駆除を行う。タオルの共有を避ける。着衣、シーツ、帽子の洗濯と熱処理を行う。
水いぼ	原則としてプールを禁止する必要はないが、二次感染の恐れがある場合は禁止。
とびひ	病巣の処置と被覆、共同のプールは避ける。病巣の直接接触は避ける。

※「保育所における感染症対策のガイドライン」より抜粋。

※上記のうち(A)は医師の登園意見書の提出が必要です。

※上記のうち(B)・(C)のとびひは保護者記入による登園届が必要です。